

JRAT 災害支援スタッフ (JRAT Disaster Assistance Staff) に関する規程

(目的)

- 第 1 条 本規程は、JRAT 災害支援スタッフ：JRAT Disaster Assistance Staff (以下 D-スタッフ) について定めるものである。
- 2 D-スタッフは、平時は研修会運営など後進指導を行い、災害時は JRAT 緊急支援スタッフ (JRAT Emergency Assistance Staff：以下 E-スタッフ) とともに避難所などで支援活動を担うことを目的とする。なお、E-スタッフとは、災害発生後の緊急募集に応じる支援スタッフで、事前トレーニングの有無は問わないものとする。

(登録)

- 第 2 条 D-スタッフは次の各号に基づき事前にトレーニングを受け、地域 JRAT 代表 (もしくはブロック代表) の推薦状を添えて、登録用紙を JRAT 事務局に提出することにより、D-スタッフとして名簿に登録され、委嘱状が発行される。
- (1) BHELP (地域保健・福祉の災害対応標準化トレーニングコース) および PFA (Psychological First Aid) の講義を受講する。
- (2) JRAT 指定の E-ラーニング研修を受講する。
- (3) E-スタッフとして 3 日以上活動経験者は、経験を証明する資料を提出することにより、(1) 号の研修は免除される。
- 2 次の各号に基づき登録を更新できることとする。
- (1) 任期は 2 年間とし、辞退の申し出がされない場合は自動更新とする。

(派遣)

- 第 3 条 発災時、次の各号により派遣要請を行うこととする。
- (1) 被災地域内で要請する場合は、地域 JRAT 代表が、地域内で行う。
- (2) 他地域からの応援を要請する場合は、地域 JRAT 代表が JRAT 本部 (東京：JRAT 事務局) へ依頼し、JRAT 本部 (東京：JRAT 事務局) が行う。

(費用補償)

- 第 4 条 D-スタッフ派遣に要する費用は、次の各号に基づき費用補償する。
- (1) 被災地への派遣については、JRAT の派遣に準じる。

(規程の改廃)

- 第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。